

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物

欧州連合(EU)、食品の微生物基準にスプラウトを追加

公表日：2013/03/11 情報源：欧州連合 (EU)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0019:0023:EN:PDF>

欧州連合(EU)は 3 月 11 日、食品の微生物基準に関する EU 規則(EC)No.2073/2005 を改正する規則(EU)No.209/2013 を公布した。改正内容は、スプラウトの微生物基準の追加等である。

1. スプラウトの微生物基準の追加の経緯

- ① 2011 年 5 月に EU 域内で発生した志賀毒素産生性大腸菌(STEC)集団感染の原因は、スプラウトの摂取である可能性が最も高いことが確認された。
- ② 2011 年 10 月に欧州食品安全機関(EFSA)が公表した「(スプラウト生産用)種子及び発芽種子(sprouted seeds) (訳注：食用に供される発芽した種子、更に生育したものがスプラウト) における STEC 及びその他の病原性細菌によるリスクに係る科学的意見書」では、高湿度及び適温が保たれた発芽工程において、種子に付着した病原性細菌が増加し、その結果として公衆衛生リスクが発生すること、発芽種子と比較してスプラウトの公衆衛生リスクが高いと述べている。
- ③ EU 域内で発生した溶血性尿毒症症例の原因の大部分は、STEC (血清型 O157、O26、O103、O111、O145 及び O104:H4) であるとされている。更に、これらの STEC のうち、血清型 O104:H4 は、2011 年 5 月に EU 域内で発生した STEC 集団感染を引き起こした。ゆえに、微生物基準の策定に当たってはこれら 6 種の STEC を考慮した。

2. 規則(EU)No.209/2013 の概要

- ① 今回の改正によって追加されるスプラウトの微生物基準は以下の通り。

品目	対象微生物	検体数	基準
スプラウト	志賀毒素産生性大腸菌 (O157、O26、O103、O111、O145 及び O104:H4)	5 検体 (25 g/1 検体)	全ての検体から対象微生物が検出されないこと。

- ② 本規則は、公布日から 20 日後に施行、2013 年 7 月 1 日から適用される。

○関連情報 (海外)

1. 欧州食品安全機関 (EFSA)：種子及び発芽種子における志賀毒素産生性大腸菌 (STEC) 及びその他の病原性細菌によるリスクに係る科学的意見書を公表 (2011. 10. 20)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/2424.pdf>

2. 欧州連合 (EU)：スプラウトに関する以下の 3 規則を公表 (2013. 3. 11)

- ① スプラウト及びスプラウト生産用種子を EU に輸入する際の要件となる証明書に関する規則

スプラウト及びスプラウト生産用種子を EU へ輸入する際の証明書の添付及び証明書の記載内容を規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0026:0029:EN:PDF>

- ② スプラウト生産施設の認可に関する規則

スプラウトを生産する食品事業者は、担当当局から生産施設の認可を受けること及びその認可要件を規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0024:0025:EN:PDF>

- ③ スプラウト及びスプラウト生産用種子に対するトレーサビリティ要件に関する委員会施行規則

食品事業者は、トレーサビリティを確保するために、スプラウト又はスプラウト生産用種子の名称、供給量、供給業者の名称及び住所、搬送業者の名称及び住所、出荷日などの情報を保管することを規定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0016:0018:EN:PDF>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。